

取組項目 ii	○	2	長崎県大規模建築物耐震化支援事業	26,138	26,138	0	耐震診断を義務付けられた多数の者が利用する民間大規模建築物の耐震改修工事において、地元市町が所有者に対して実施する補助事業に、県が市町を通じて助成を行った。	【活動指標】	4	4	100%	<ul style="list-style-type: none"> ●事業の成果 ・対象建築物のうち2棟が耐震改修を完了した。成果指標達成率は101%で、順調に進捗している。 ・耐震化未着手の所有者においても、当事業の活用を踏まえ、耐震化に向けた前向きな検討を行っている。 ●事業群の目標達成への寄与 ・耐震診断を義務付けられた多数の者が利用する大規模建築物のうち、民間建築物については、当事業の活用により、順調に進捗している。 		
				126	126	0		耐震診断を義務付けられた多数の者が利用する大規模建築物の耐震改修補助件数(件)	4	2	50%			
				5,127	5,127	0		耐震診断を義務付けられた多数の者が利用する大規模建築物のうち耐震性を有するものの割合(%)	4					
				建築物の耐震改修の促進に関する法律				【成果指標】	86	85	98%			
			H26-			耐震診断を義務付けられた多数の者が利用する大規模建築物のうち耐震性を有するものの割合(%)		87	88	101%				
建築課			—	—	—	耐震診断を義務付けられた多数の者が利用する大規模建築物の所有者	88							
取組項目 iii iv	○	3	耐震・安心住まいづくり支援事業(木造・戸建住宅)	8,168	4,343	4,674	木造住宅の所有者が地元市町の補助事業を活用して耐震診断、耐震改修工事を行う場合、県が市町を通じて助成を行う。令和4年度は21市町を通じて47件耐震補助(診断36件、改修工事11件)を行った。	【活動指標】	104	58	55%	<ul style="list-style-type: none"> ●事業の成果 ・新聞広告等でのPR活動や無料相談会において、県民に耐震化を図ることの重要性を周知したが、活動指標としては目標に達しなかった。 ・戸別訪問については、50%で目標達成に至らなかったが、コロナ禍により訪問をとりやめ、ダイレクトメールの発送(85,855件)の代替手段に変更した市町もあり、広く周知を図った。 ●事業群の目標達成への寄与 ・成果指標達成率は94%と目標には届いていないものの、住宅の耐震化率の向上に一定寄与している。 		
				6,032	3,239	4,592		住宅の耐震補助件数(件)	96	47	48%			
				11,856	6,592	4,630		木造戸建住宅への戸別訪問件数(件)	96					
				—				【活動指標】	1,000	400	40%			
			H18-			木造戸建住宅への戸別訪問件数(件)		1,000	500	50%				
			住宅課			—		—	—	住宅の耐震化率(%)	91		87	95%
			住宅課			—		—	—	住宅の耐震化率(%)	92		87	94%
住宅課			—	—	—	住宅の耐震化率(%)	93							

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i	大規模な建築物並びに緊急輸送道路沿いの建築物の耐震診断及び耐震改修計画の策定を支援	<ul style="list-style-type: none"> ●実績の検証及び解決すべき課題 耐震改修に係る多額の費用負担や施設の耐用年数の検討も踏まえた建替え計画へ方針変更等により、耐震診断及び耐震改修計画作成件数が伸び悩んでいる状況にある。 特に、学校・病院・福祉施設等以外の耐震改修に係る補助制度がない用途(ホテル・店舗等)の耐震化率が伸び悩んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ●課題解決に向けた方向性 今後も個別訪問等により技術的な相談対応や事業の説明を行うなど、きめ細やかなフォローを実施していく。また、アンケート調査等により耐震化が図られていない要因を把握・分析し、事業の改善等を検討する。
ii	耐震改修促進法により耐震診断を義務付けられた大規模建築物の耐震改修工事を支援	<ul style="list-style-type: none"> ●実績の検証及び解決すべき課題 法により耐震診断を義務付けられた多数の者が利用する民間大規模建築物の耐震化については、順調に進捗してきているが、連動する国交省所管の補助事業の適用期限が、令和3年度から令和5年度末までの事業となっており、令和6年度以降、対象要件等の内容が改正される可能性がある。 また、耐震改修計画作成を行った建築物でも、資金計画等の都合で耐震化の工事に着手できず、進捗が見られない建築物が存在している。 	<ul style="list-style-type: none"> ●課題解決に向けた方向性 令和6年度以降の国の補助事業の内容について、所有者に周知を図るとともに、所有者に対して、個別訪問等により個別の事情を把握し、きめ細やかな相談対応を行い、耐震改修の早期の着手を促す必要がある。
iii	木造住宅の耐震診断、耐震改修計画策定及び耐震改修工事を支援	<ul style="list-style-type: none"> ●実績の検証及び解決すべき課題 住宅の耐震化率は、微増ではあるが、住宅の耐震化率の向上に寄与しており、概ね成果があがっているものの、成果指標達成率は94%と目標値には至っていない。 耐震化促進のためには、住民負担を軽減できる補助率が高い国の総合支援制度の活用が効果的であるが、住民への戸別訪問や講習会の実施などのアクションプログラム実施が要件のため、市町の事務負担が大きく活用は3市町に留まっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●課題解決に向けた方向性 国の補助要件として、直接的に住宅所有者へ住宅耐震化を促すための取組として戸別訪問を実施する必要があるが、市町の負担軽減策として、対象住宅の所有者に対し固定資産税納税通知書に周知文書を同封するダイレクトメールの手法でも可である等の情報を市町に提供し、総合支援制度実施市町を増加させる。

iv 小中学校の通学路に面する転倒・倒壊の危険性があるブロック塀等の除却を支援	
<p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>危険ブロック塀等除却支援事業を実施している5市においては、補助予定件数に対し5割程度は実績があるものの、未実施の16市町においては、ブロック塀に関する相談自体が少なく、そのため各市町においても補助制度構築をためらう要因ともなっている。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>県民への制度周知を図るとともに、建築物防災週間での重点点検などによる危険ブロック塀等所有者への指導と補助制度の策定を市町へ強く働きかけていく。</p>

4. 令和5年度見直し内容及び令和6年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名		令和6年度事業の実施に向けた方向性		
			事業期間	令和5年度事業の実施にあたり見直した内容	事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
			所管課(室)名				
取組項目 i	○	1	耐震・安心住まいづくり支援事業	個別訪問等により、技術的な相談対応や事業の説明など、きめ細やかな相談対応を行うとともに、アンケート調査等により耐震化が図られていない要因等を分析し、事業の拡充・改善等を検討することとした。	⑤	引き続き、個別訪問等により、きめ細やかな相談対応や実績が上がらない要因等を分析し、今後の事業の存続も含めて、事業の拡充・改善等を検討することとした。	改善
			H20- 建築課				
取組項目 ii	○	2	長崎県大規模建築物耐震化支援事業	耐震改修計画作成に着手していない所有者に対して、令和5年度末までの耐震化への着手を強く促すこととした。 また、耐震改修計画作成後に工事着手ができていない建築物の所有者に対しても、個別訪問等により個別の事情を把握し、きめ細やかな相談対応を行い、耐震改修工事への早期の着手を促すこととした。	⑥	連動する国の補助制度が令和3年度から令和5年度末までの事業となっており、令和6年度以降、対象要件等の内容が改正される可能性があるため、対象建築物所有者に対して、その内容等の周知を行う。 併せて、所有者に対して、個別訪問等により個別の事情を把握し、きめ細やかな相談対応を行い、耐震改修の早期の着手を促す。	改善
			H26- 建築課				
取組項目 iii iv	○	3	耐震・安心住まいづくり支援事業(木造・戸建住宅)	木造住宅耐震化においては、国庫補助率が高い総合支援制度の活用を市町に働きかけるとともに、市町が補助制度を策定する上で支障となっている事務(戸別訪問)の軽減のため、先進事例(対象住宅の所有者に対し固定資産税納税通知書に周知文書を同封するダイレクトメールの手法等)の情報を市町へ提供することとした。 危険ブロック塀等の除却事業においては、建築物防災週間での重点点検などによる通学路の安全性の確保と補助制度の策定を市町へ強く働きかけることとした。	⑤	国及び県からの補助金は市町を通じた間接補助制度であるが、制度構築に至っていない市町が多数ある。令和5年度に引き続き、市町が制度構築に至っていない理由や支障事項を洗い出すとともに、先進事例も含めて市町へ情報提供を行い、制度構築を働きかける。	改善
			H18- 住宅課				

注:「2. 令和4年度取組実績」に記載している事業のうち、令和4年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

- ① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
- ② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- ③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- ④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
- ⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
- ⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
- ⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
- ⑩ その他の視点